

令和6年度「住宅地等における農薬使用に関する研修会」

1 目的

「住宅地等における農薬使用について」（平成25年4月26日付け25消安第175号・環水大土発第1304261号）（以下「住宅地通知」）が発出された後も、開園時間中の公園や児童・生徒が在校中の学校で農薬が散布された事例や、線路の保守管理のために使用した除草剤が周囲の農地に飛散した事例等が山形県内外で報告されている。また夏季における施設敷地内での除草剤使用の可能性も考慮し、研修会を開催することにより、住宅地等における農薬の適正使用を推進し、人畜への被害防止や生活環境の保全を図る。

2 経緯

学校、保育所、病院、公園等の公共施設内の植物、街路樹等並びに住宅地に接近する農地及び森林等において農薬を使用するときは、農薬の飛散防止対策の一層の徹底を図ることが必要である。

平成29年度、埼玉県公立小学校において児童が授業を受けている時間帯に、敷地内樹木の害虫駆除を目的として農薬が散布されたことにより、児童が体調不良を訴えて病院に搬送される事案が発生した。このことを受けて、農林水産省及び環境省より「住宅地通知」の再周知・指導の徹底を求められたことから、平成29年11月17日付け食第488号により、県関係部局及び各市町村の施設管理担当並びに防除業者等農薬使用者あてに再度周知・指導を依頼している。

「住宅地通知」記2には「地方公共団体が管理する施設における植栽の病虫害防除等が、本通知における遵守事項を遵守して実施されるよう、病虫害防除を行う者に徹底すること、記2（3）には地方公共団体が行う病虫害防除における取組例として「地方公共団体の施設管理部局の担当者が、本通知の周知・徹底を目的とした研修に定期的に参加する」と記載されていることから、県関係部局及び各市町村の担当者を対象に研修会を開催する。

3 日程及び会場

日時：令和6年5月28日（火）、午後1時30分～3時
場所：山形県庁講堂（山形市松波2-8-1）

4 参集範囲

県及び各市町村の施設管理担当者並びに防除業者

5 講師

（公益社団法人）緑の安全推進協会委嘱講師